

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市江南区	(略) 介護老人保健施設 亀田園	(略) 新潟市江南区早 通6丁目7番34 号	新潟市江南区	(略) 老人保健施設 亀 田園	(略) 新潟市江南区亀 田早通字西郷260
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) 特別養護老人ホー ム 長和園	(略) 三条市大野畑6 番86-7号	三条市	(略) 特別養護老人ホー ム 長和園	(略) 三条市大野畑6- 81
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。